

子育てエコホーム支援事業 よくあるご質問

世帯について

最終更新日 2024/5/8

No	分類	分類	質問	回答	共通	更新日
1	世帯	全般	子育て世帯または若者夫婦世帯以外は対象になりませんか	本事業の新築は、子育て世帯または若者夫婦世帯に限定し、高い省エネ性能(ZEHレベル)を満たす新築住宅の取得を対象としています。リフォームは、すべての世帯や法人が発注者となる省エネ改修工事を対象としております。		2023/12/27
2	世帯	全般	同居しているが、住民票の世帯が分かれている場合、対象になりますか	本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。同居し、生活を共にしているのであれば、住民票上での世帯票が別々でも構いません。同居が確認できる、同じ住所である世帯票をそれぞれ提出してください。		2023/12/27
3	世帯	若者夫婦世帯	若者夫婦世帯は契約時点で夫婦である必要はありますか	交付申請時点(予約を行う場合は予約の提出時点)で、夫婦であることが確認できる場合は対象になります。		2023/12/27
4	世帯	若者夫婦世帯	交付申請時点では未婚(独身)。完了報告までに結婚する。若者夫婦世帯の対象になりますか	交付申請時点(予約を行う場合は予約の提出時点)で、夫婦であることが確認できる場合は対象になります。		2023/12/27
5	世帯	若者夫婦世帯	若者夫婦世帯とは、夫婦両方が40歳未満でない対象になりませんか	夫婦のいずれかが1983年4月2日以降生まれであることが確認できれば対象になります。 (2024/03/31までに工事着手が行われている場合、1982年4月2日以降生まれであることが確認できれば対象になります。)		2023/12/27
6	世帯	若者夫婦世帯	契約時点では結婚していたが、交付申請時点で離婚している。若者夫婦世帯の対象になりますか	対象になりません。		2023/12/27
7	世帯	若者夫婦世帯	夫婦が連名で契約していない場合も若者夫婦世帯の対象になりますか	連名契約は要件ではありません。		2023/12/27
8	世帯	若者夫婦世帯	夫婦別々の住宅に居住していますが、若者夫婦世帯の対象になりますか	<p>&lt;新築(注文・分譲)の場合&gt; 交付申請時に同居していない子や若者夫婦等が、新築住宅において同居する場合も対象になります。ただし、完了報告時に提出する住民票で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められることがあります。 なお、交付申請時点で同居していない場合でも、共同で交付申請する子や若者夫婦の住民票についても提出が必要になります。</p> <p>&lt;リフォームの場合&gt; 若者夫婦世帯として補助上限の引き上げを受ける場合のみ、交付申請時点で同居が確認できない場合は対象になりません。 リフォーム工事の終了後、交付申請時に提出いただく住民票の写しにより同居を確認します ただし、単身赴任等、発注者(購入者)の責によらない理由で別居を余儀なくされている場合、個別の対応を検討しています。事務局にご相談ください。 なお、交付申請の予約時における同居は問いません。(家族の住民票の提出は必要ありません)</p>		2023/12/27 2024/5/8
9	世帯	若者夫婦世帯	若者夫婦世帯は、子供がいなくても対象になりますか	対象になります。		2023/12/27
10	世帯	若者夫婦世帯	事実婚や同性婚は若者夫婦世帯の対象になりますか	いわゆる事実婚については、交付申請時に住民票においてその事実が確認できる、交付申請時に提出する住民票や追加書類でその事実が確認できる場合、対象になることがあります。 婚姻関係にあることが確認できない場合は申請できません。 (例:住民票続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」、自治体が証明するパートナーシップ証明書や、公正証書による婚姻契約等)		2023/12/27
11	世帯	子育て世帯	子育て世帯の、親(同居する発注者)に要件はありますか	子と同居する発注者(購入者)の年齢や続柄は問いません。 ひとり親や、孫と同居し子育てする祖父母等も対象になります。		2023/12/27
12	世帯	子育て世帯	18歳未満の子が別居していても子育て世帯の対象になりますか	<p>&lt;新築(注文・分譲)の場合&gt; 交付申請時に同居していない子や若者夫婦等が、新築住宅において同居する場合も対象になります。ただし、完了報告時に提出する住民票で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められることがあります。 なお、交付申請時点で同居していない場合でも、共同で交付申請する子や若者夫婦の住民票についても提出が必要になります。</p> <p>&lt;リフォームの場合&gt; 子育て世帯として補助上限の引き上げを受ける場合のみ、交付申請時点で発注者(購入者)が18歳未満の子と同居していることが必要です。同居を住民票で確認します。ただし、単身赴任等、発注者(購入者)の責によらない理由で別居を余儀なくされている場合、個別の対応を検討しています。事務局にご相談ください。 なお、交付申請の予約時における同居は問いません。(家族の住民票の提出は必要ありません)</p>		2023/12/27 2024/5/8
13	世帯	子育て世帯	交付申請時点で妊娠中の場合は、子育て世帯で申請できますか (完了報告までに、子供が産まれた場合は対象になりますか)	交付申請時点(予約を行う場合は予約の提出時点)で子を有していない世帯は子育て世帯の定義には該当しません。なお、若者夫婦世帯に該当する場合は対象となります。		2023/12/27